

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

- 岡山県行政情報公開条例及び岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 過疎地域における県税の特例に関する条例及び離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例
- 岡山県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

### 【解 説】

- 公布した条例の解説

総務学事課

人事課

税務課

〃

産業振興課

警察本部

総務学事課

## 目次

担当課（室）

岡山県行政情報公開条例及び岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十四号

岡山県行政情報公開条例及び岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(岡山県行政情報公開条例の一部改正)

第一条 岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十五条」を「第七条第二号及び第十五条」に、「同条」を「同号、同条」に改める。

第七条第二号中「であつて、」の下に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により」を加える。

第八条第二項中「うち、」の下に「氏名、生年月日その他の」を加える。

(岡山県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。))若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。第九条第一項第六号、第十六条第三号及び第十七条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

ロ 個人識別符号が含まれるもの

第二条第四号中「及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。第八条第一項、第二十条第一項及び第五十三条において同じ。))並びに」を「、写真及び」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第九条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。）の記録項目

第九条第五項中「、第六号若しくは第七号」を「から第八号まで」に改める。

第十六条第三号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十七条第二項中「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十五号

岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第十条第十一項第五号中「公共職業安定所」の下に「、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の一項を加える。

33 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、

同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「口  
雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

「口 雇用保険法第二

ハ 特定退職者であ

十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）  
業指導を行うことが適当であると認められたものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第三十三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した岡山県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて同条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（以下「新職業安定法」という。）

第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は新職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十条第十一項（第五号に係る部分に限り、岡山県職員の退職手当に関する条例第十条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後であ

る場合について適用する。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第三十六号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「百分の四」の下に「（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加える。

第三十三条第一号中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同号イ中「においては」を「には」に改め、同号イの表(1)及び(2)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同表(6)中「五万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には二万円）」を、「十万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には六万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には三万円）」を加え、同表(7)中「で、前年の合計所得金額が千円以下であるもの」を削り、「者を除く」を「ものを除き、前年の合計所得金額が千円以下であるものに限る」に改め、「場合 五万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には二万円）」を、「三万円」の下に「（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には二万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には一万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には一万円）」を加え、同条第二号中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）」を加え、同号イ中「においては」を「には」に改める。

第三十三条の二第一項中「百分の四」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）」を加え、「にあつては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改め、同条第二項中「五分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一）」を加える。

第四十九条第一項第二号中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二項ただし書中「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に改める。

第五十七条中「租税特別措置法」の下に「第四十条の三の三第一項又は」を加え、「をした場合（事業を行う個人が租税条約の規定に基づき当該個人に係る）」を「以下この条において同じ。」をした場合又は」に改め、「（同法第四十条の三の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を削り、「を含む。」には「には」を「には」に、「当該申立て」を「これらの申立て」に、「同条第十二項第一号」



を「同法第四十条の三の第三十二項第一号」に、「にあつては」を「には」に改める。

第五十八条第二項中「においては」を「には」に、「場合は」を「場合には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項まで及び第六十二条第二項において「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項並びに第六十二条第二項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等」を「程度その他省令で定める事項」に、「次項」を「第六項及び第六十二条第二項第六号」に、「によつて案分して」を「により按分して」に改め、同条第十項中「によつて」を「により」に、「又は」を「、又は」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつて案分して」を「（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者（次項及び第六十二条第二項第六号において「区分所有者」という。）が同法第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積  
第五十八条の三の次に次の一条を加える。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第五十八条の四 法第七十三条の第十四第十一項から第十三項までの条例で定める割合は、三分の二とする。

第六十二条第二項中「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同項第六号中「第五十八条第四項の」を削る。

第六十九条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第五十八条第八項」を「第五十八条第九項」に改める。

第六十九条の九中「第五十八条第九項」を「第五十八条第十項」に改める。

第六十二条第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第六条第一項第一号中「百分の一・二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六)」を、「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八)」を加え、同項第二号中「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八)」を、「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四)」を加え、同項第三号中「百分の〇・三」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一五)」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・〇七)」を加える。

附則第六条の三第一項第二号ハ中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改める。

附則第六条の三の二第一項中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を、「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を、「三万九千円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円)」を加え、同条第二項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「ときは、」を「場合における」に改め、「百分の二・八」との下に「、百分の一」とあるのは「百分の一・四」とを、「五万四千六百円」との下に「、一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とを加える。

附則第六条の三の三第三項中「百分の二・八」との下に「、百分の一」とあるのは「百分の一・四」とを、「五万四千六百円」との下に「、一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とを加える。

附則第六条の四中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則第七条第二項第一号中「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・三)」を加える。

附則第十条第一項中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則第十条の二第一項第一号中「百分の一・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八)」を加え、同項第二号イ中「三十二万円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、十六万円)」を加え、同号ロ中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則第十条の三第一項中「当該各号」を「、当該各号」に改め、同項第一号中「百分の一・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八)」を加え、同項第二号イ中「九十六万円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、四十八万円)」を加え、同号ロ中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則第十一条第一項中「百分の三・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・八)」を加え、同条第三項中「、百分の二」を「百分の二」と、「百分の一・八」とあるのは「百分の一」に改める。

附則第十一条の二第二項中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則第十一条の二の二第二項中「政令」を「令」に改め、「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則第十一条の二の六第一項中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則第十一条の二の七第一項中「非課税上場株式等管理契約(以下この条)」を「非課税上場株式等管理契約(次項)」に、「」に基づき同法第三十七条の十四第一項を「又は同条第五項第四号に規定する非課税累積投資契約(次項)において「非課税累積投資契約」という。)に基づき同条第一項」に、「(その者)」を「(以下この条)において「非課税口座内上場株式等」という。(その者)」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、同条第二項中「、非課税口座」を「、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この項)において「非課税管理勘定」という。)又は同項第五号に規定する累積投資勘定(以下この項)において「累積投資勘定」という。)」に、「に基づく」を「又は非課税累積投資契約に基づく」に、「非課税口座を」を「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている非課税口座を」に、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第十一条の二の九第二項中「、未成年者口座」を「、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この項)において「非課税管理勘定」という。)又は同項第四号に規定する継続管理勘定(以下この項)において「継続管理勘定」という。)」に、「未成年者口座を」を「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている未成年者口座を」に、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第十一条の二の十第二項中「第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第一項」に改める。



附則第十一条の四第一項中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則第十二条第一項第一号中「百分の四・八」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住居を有する場合には、百分の二・四)」を加える。

附則第十八条第二項中「ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)(車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。附則第二十条第十二項及び附則第二十一条の四第三項第二号において同じ。))が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、法附則第十二条の二第二項各号のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。」を「法附則第十二条の二第二項各号に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第三項から第八項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第二十条第一項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「車両総重量」の下に「(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。附則第二十一条の四第三項第二号において同じ。)」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に改める。

附則第二十三条第一項中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住居を有する場合には、五分の一)」を、「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住居を有する場合には、百分の一)」を加え、同条第二項第一号中「条約適用利子等の額」の下に「(以下「条約適用利子等の額」という。)」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 第三十三条第一号の規定の適用については、同号中「課税山林所得金額」とあるのは、「課税山林所得金額並びに条約適用利子等の額(附則第二十三条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

附則第二十三条第二項に次の一号を加える。

三 第三十三条から第三十三条の四まで並びに附則第六条第一項、附則第六条の三第一項、附則第六条の三の二第一項及び附則第六条の四の規定の適用については、第三十三条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十三条第一項の規定による県民税の所得割の額(以下「条約適用利子等に係る所得割の額」という。)」と、第三十三条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに条約適用利子等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び条約適用利子等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び条約適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び条約適用利子等に係る所得割の額の合計額」と、第三十三条の三及び第三十三条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び条約適用利子等に係る所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに条約適用利子等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び条約適用利子等の額(附

則第二十三条第二項第一号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」と、附則第六条の三第一項及び附則第六条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに条約適用利子等に係る所得割の額」と、附則第六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに条約適用利子等に係る所得割の額の合計額」とする。

附則第二十三条第三項中「、法第三十二条第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については」を削り、「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を、「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加え、同条第四項中「前項後段」を「前項」に改め、同条第五項中「第三項後段」を「第三項」に改め、同項第一号中「条約適用配当等の額」の下に「(以下「条約適用配当等の額」という。)」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 第三十三条第一号の規定の適用については、同号中「課税山林所得金額」とあるのは、「課税山林所得金額並びに条約適用配当等の額(附則第二十三条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

附則第二十三条第五項に次の一号を加える。

三 第三十三条から第三十三条の四まで並びに附則第六条第一項、附則第六条の三第一項、附則第六条の三の二第一項及び附則第六条の四の規定の適用については、第三十三条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第二十三条第三項の規定による県民税の所得割の額(以下「条約適用配当等に係る所得割の額」という。)」と、第三十三条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに条約適用配当等の額」と、「の所得割の額」とあるのは「の所得割の額及び条約適用配当等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び条約適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び条約適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、第三十三条の三及び第三十三条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び条約適用配当等に係る所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに条約適用配当等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び条約適用配当等の額(附則第二十三条第五項第一号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」と、附則第六条の三第一項及び附則第六条の三の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに条約適用配当等に係る所得割の額」と、附則第六条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに条約適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

附則第二十三条第六項を削る。

附則第二十三条の二第一項及び第三項中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十八条の三の次に一条を加える改正規定及び附則第七項の規定 公布の日

二 第四十九条の改正規定 平成二十九年十月一日

三 第五十八条、第六十二条、第六十九条及び第六十九条の九の改正規定並びに附則第十八条及び第二十條の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定 平成三十年四月一日

四 第三十三条第一号イの表及び第六十二条の改正規定並びに附則第十一条の二の七、第十一条の二の九及び第十一条の二の十の改正規定並びに附則第三項の規定 平成三十一年一月一日  
(個人の県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岡山県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第三十三条第一号イの表及び第六十二条並びに附則第十一条の二の七、第十一条の二の九及び第十一条の二の十の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。  
(個人の事業税に関する経過措置)

4 新条例第五十七条の規定は、この条例の施行の日以後に同条の申請が行われる場合について適用する。  
(不動産取得税に関する経過措置)

5 新条例第五十八条第五項及び第六項並びに第六十二条第二項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された新条例第五十八条第五項に規定する居住用超高層建築物(建築物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分(以下この項において「共用部分」という。)とされた附属の建物を含む。)(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(同条第三項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。))を有するものを除く。)の専有部分等(専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。))の附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月一日前に新築された改正前の第五十八条第四項の一棟の建物(同法第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。)の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)の専有部分等の同号に掲げる規定の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(岡山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

7 岡山県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち岡山県税条例第五十七条の改正規定中「同条第十二項第一号」を「第四十条の三の三第十二項第一号」に、「同条第十六項第一号」を「第四十条の三の三第十六項第一号」に改める。



過疎地域における県税の特例に関する条例及び離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第三十七号

過疎地域における県税の特例に関する条例及び離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(過疎地域における県税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 過疎地域における県税の特例に関する条例(昭和四十五年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第二条第一項第一号中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下この号において同じ。)、」に、「離島振興対策実施地域における」を「離島振興対策実施地域における」に改め、同条第三項中「以下」を「以下この条において」に改める。

(離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例(平成五年岡山県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「電気供給業、」を「電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下この号において同じ。)、」に改め、同条第三項中「以下」を「以下この条において」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の過疎地域における県税の特例に関する条例(以下「新過疎特例条例」という。)第二条第一項の規定(同項第一号の算式に係る部分を除く。)は、平成二十九年三月三十



一日以後に新設し、又は増設した同項に規定する特別償却設備に係る事業に対する事業税から適用し、第二条の規定による改正後の離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例第二条第一項の規定は、同日以後に新設し、又は増設した同項に規定する特別償却設備に係る事業に対する事業税から適用し、新過疎特例条例第二条第一項の規定(同項第一号の算式に係る部分に限る。)は、同年四月一日(以下「適用日」という。)以後に新設し、又は増設した同項に規定する特別償却設備に係る事業に対する事業税から適用する。

(免除申請書の提出期限の特例)

3 新過疎特例条例第二条の規定の適用を受けようとする同条第一項に規定する特別償却設備設置者(以下「特別償却設備設置者」という。)で、適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「遡及適用期間」という。)に同項に規定する特別償却設備(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第三十条に規定する農林水産物等販売業(以下「農林水産物等販売業」という。))の用に供するものに限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについては、その者の最初の新過疎特例条例第二条第六項の免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

4 新過疎特例条例第三条の規定の適用を受けようとする特別償却設備設置者で、遡及適用期間に同条第一項の取得(農林水産物等販売業の用に供するものに限る。)をしたものについては、その者の同条第三項の免除申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

(事業計画書の提出期限の特例)

5 新過疎特例条例第二条から第四条までの規定の適用を受けようとする者で、遡及適用期間に特別償却設備の新設又は増設に着手したものについては、その者の新過疎特例条例第五条の事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して十五日を経過した日とする。

6 新過疎特例条例第二条から第四条までの規定の適用を受けようとする者で、施行日から施行日以後十五日を経過した日までの間に特別償却設備の新設又は増設に着手したものについては、その者の新過疎特例条例第五条の事業計画書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、当該着手の日から起算して十五日を経過した日とする。

岡山県岡山市サーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第三十八号

岡山県岡山市サーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例

岡山県岡山市サーチパークインキュベーションセンター条例(平成十四年岡山県条例第六十七号)

の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第八条から第十三条までを一条ずつ繰り下げ、第六条及び第七条を削る。

第五条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第五条第一項の許可を受けた行為に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

第五条第四項中「納付した使用料」を「既納の利用料金」に改め、同項ただし書中「許可」を「第五条第一項の許可」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「知事は、特に必要があると認めるときは、使用料」を「指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「知事」を「指定管理者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 利用料金は、別表の一に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額及び同表の二に掲げる金額とする。

第五条を第八条とする。

第四条第一項中「知事」を「指定管理者」に、「前条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第三号中「前条第三項」を「第五条第二項」に改め、同条第二項中「知事」を「指定管理者」に、「前条第一項」を「第五条第一項」に、「次条」を「次条第五項」に、「同項の」を「当該」に改め、同条を第七条とする。

第三条第一項中「知事の」を「規則で定めるところにより、指定管理者の」に改め、同項第三号中「知事が別に」を「指定管理者が知事の承認を受けて」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「知事」を「指定管理者」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用の禁止)

第六条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、インキュベーションセンターの利用を拒むことができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 二 施設等を損傷するおそれのある者
- 三 施設等の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者
- 四 その他インキュベーションセンターの管理上支障があると認める者

第二条の次に次の二条を加える。

(指定管理者による管理)

第三条 インキュベーションセンターの管理は、第十一条第一項の規定により知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 インキュベーションセンターの施設の利用等の許可に関する事
- 二 インキュベーションセンターの施設及び設備(第六条において「施設等」という。)の維持管理に関する事

三 前二号に掲げるもののほか、インキュベーションセンターの運営に関する事

別表中「第三条、第五条」を「第五条、第八条」に改め、別表の一の表中「の使用料」を削り、「金額」を「基準 額」に改め、別表の二の表中「の使用料」を削り、「第三条第一項第二号」を「第五条第一項第二号」に、「知事が別に」を「指定管理者が知事の承認を受けて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(準備行為)

2 改正後の第八条第二項及び別表の二の規定による承認は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前において改正前の第三条第一項の規定により知事に対して行われた同項の許可に係る申請のうちこの条例の施行の際現に完結していないものについては、改正後の第五条第一項の規定により指定管理者に対して行われた同項の許可に係る申請とみなす。

岡山県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第三十九号

岡山県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

岡山県迷惑行為防止条例(昭和三十八年岡山県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県行政情報公開条例及び岡山県個人情報保護条例の一部を改正する条例について  
個人情報の保護に関する法律の一部改正に鑑み、個人情報の定義に、生存する個人に関する情報であつて個人識別符号が含まれるものを含むこととする等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、雇用保険法の失業等給付の例により支給される退職手当について、国家公務員に準じた措置を講ずることとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部改正に鑑み、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市に住所を有する納税義務者に係る個人の県民税について所得割の税率を引き下げる等所要の改正を行うものである。

◎ 過疎地域における県税の特例に関する条例及び離島振興対策実施地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行等に鑑み、過疎地域における特別償却設備の新設及び増設に係る事業税等の課税免除の対象となる事業を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例について

岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンターの管理運営の効率化を図るため、指定管理者の業務に同センターの施設の利用等の許可に関することを加える等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例について

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に鑑み、岡山県迷惑行為防止条例に基づき禁止する嫌がらせ行為に、住居等の付近をみだりにうろつくことを加えたものである。